

令和5年度事業計画

基本方針

過去10年間の農作業事故（平成24年～令和3年）では、死亡事故が168件（平均約16.8件）、負傷事故が22,454件（平均約2,245件）発生しています。

令和4年度に発生した農作業による死亡事故件数は、9件（前年対比56%）と例年になく少なく抑えられております。

事故の原因は、農業機械によるものが8件（89%）、農業機械以外によるものが1件（11%）となっており、農業機械では、トラクタの単独事故でなく、フォークリフトやショベルロータ、自走式作業機（田植機、コンバイン、ロールベアラー等）によるものが8件のうち7件（死亡事故件数の78%）を占めました。また、年齢別では、農業の担い手が高齢化していることに伴い、60歳以上の年齢層が5名（全体の56%）を占める一方、30歳代以下でも2名（全体の22%）の方が亡くなっています。

このような状況を踏まえ、令和5年度は、継続的な取り組みである農作業事故ゼロを目指した農作業安全対策の推進と注意喚起を行うとともに、農作業安全意識の高揚に向けて会員並びに各地区農作業安全運動推進本部、関係機関団体等と連携・協力を図りながら、安全運動推進の一層の強化に努めます。

1 農作業安全運動推進体制の整備・強化

農作業安全運動を推進する各地区推進本部と連携を図りながら、最終目標とする事故ゼロ及び事故防止活動を活発に展開するため、推進体制の整備・強化に努めます。

令和5年度は、引き続き、従来から実施している「MMH運動」を継続的に展開するとともに、農作業事故や交通事故を未然に防止するため、農作業に対する安全意識の向上や地域における事故防止に向けた啓発活動を推進します。

2 農作業安全運動の啓発活動

農作業事故防止に関する啓発・普及活動情報が、農業者に行き渡り効果的に活用されるよう関係機関団体と連携します。

(1) 農作業安全運動強調月間の設定

農作業事故の多発する農繁期は、「農作業安全運動強調月間」として設定し、安全啓発ちらしやポスター等を作成して配布するとともに、PDF版を当本部のホームページへ掲載するなど情報の共有化に努めます。

また、ラジオ放送で農作業の事故防止を呼び掛ける他、各系統の新聞、各種農業誌、市町村やJAの広報を活用した啓発活動を行います。

- ・ポスターの配布

	春期・秋期	
春 期（農作業安全強調月間）	4月～6月	850枚
秋 期（農作業安全強調月間）	9月～10月	850枚

（配布先） 本部会員、地区推進本部、市町村、普及センター、JA等

- ・安全啓発ちらしの配布（推進本部作成印刷物） 50,000 枚
（配布先） 農業者、本部会員、地区推進本部、市町村、普及センター、J A等
- ・ラジオスポット放送の実施
NHKラジオ第一放送
春 期（農作業安全強調月間） 5月～6月
秋 期（農作業安全強調月間） 9月～10月
- (2) 農作業事故報告書の作成と配布
北海道「農作業事故報告取扱要領」に基づき事故調査を実施します。
また、事故調査報告書を作成して関係先に配布するとともに、安全運動推進資料として活用します。
- (3) 関係機関団体との連携
農作業の事故防止や安全対策、公道での交通安全、踏切事故対策等について、広く農業者等に啓発して浸透を図るため、J A、北海道警察本部、J R北海道等と連携を図ります。
- (4) 各種安全資材、研修会等の資料提供
ポスター、ステッカー等の各種安全資材ならびに安全研修会、講習会等で使用する資料を関係先に提供します。

3 農作業安全対策諸会議の開催

- | | |
|------------------------|-------------|
| (1) 役員会 | 5月開催 |
| (2) 定期総会 | 5月開催 |
| (3) 実行委員会 | 2回【書面議決を含む】 |
| (4) MMH運動推進小委員会 | 2回 |
| (5) 地区推進本部など地区企画会議への対応 | 必要に応じて対応 |
| (6) その他諸会議への参加 | 必要に応じて参加 |

4 農作業安全「MMH運動」の推進

MMH運動は、平成18年に開始してから16年が経過しましたが、令和4年度は、農業機械による死亡事故が減少したとはいえ、8名の方が亡くなっています。

農林水産省では令和2年に農作業死亡事故の内、農業機械に係る事故が7割と高い状態であり、その要因として「機械の転倒・転落」が49%を占めることから、安全フレームの装備やシートベルト着用の徹底を呼び掛けて、農業機械の死亡者数を令和4年までに半減(平成29年対比)させる目標を設定しましたが未達の状態にあります。

また、道路運送車両法の保安基準が緩和され、一定の条件を満たした直装タイプの作業機を装着するトラクタ及びけん引タイプの作業機をけん引するトラクタは公道走行ができるようになったことに伴い、一般車両との追突事故や接触事故の増加が懸念されます。

このような状況を踏まえ、令和5年度は、従来から実施している「MMH運動」を継続的に展開することとし、農機メーカー・ディーラーとの連携を図りながら、①交通ルール、運転マナーや規制緩和条件等の遵守、②低速車マークや反射テープ等の取り付け、③労災保険、傷害共済・自動車共済等任意保険加入の啓発を推進します。

5 農作業機を装着・けん引したトラクタの公道走行に関する周知について

直装タイプの作業機を装着又はけん引タイプの作業機をけん引したトラクタは、道路運送車両法の保安基準が緩和されたことに伴い、一定の条件を満たした場合に公道走行することができるようになりました。

公道走行に当たっては、運転免許は当然ながら、灯火器類、車両幅、安定性、最高速度や制限標識の表示などの確認が必要なため、関係機関団体と連携し、さまざまな機会を通じて公道走行に必要な対応についての周知を図ります。

また、作業機を装着・けん引した農耕トラクタの幅、長さ、高さが道路法の定める一般的制限値(2.5m、12m、3.8m)を超える場合は、道路管理者（開発局、北海道、市町村）から、特殊車両通行許可を受けることが必要です。

しかし、申請に当たっては、手続きの仕組みや内容が複雑で農業に必ずしも合致しておらず、オンライン申請の入力段階で申請を断念するケースもあるなど、全体的には、申請が滞るといった問題を抱えています。

J A北海道中央会が中心となり、制度の簡素化や農業現場の実態を踏まえた弾力的な運用について国土交通省に要請する他、J Aや行政書士と連携し、モデル事例の作成についても課題の整理や検討作業が進められてきたところですが、国土交通省から「農耕トラクタの特殊車両通行許可のエリア一括申請について」（令和5年3月31日付）が発出され、エリア申請の弾力的な対応が可能になりました。

今後、J Aグループ北海道や行政書士会と連携してエリア申請の仕組みや申請方法等の周知を図っていきます。

6 農作業事故ゼロ運動推進研修会の開催（令和6年2月予定）

農作業安全に対する意識を高め、地域における事故防止運動を推進するため北海道と共催するとともに、農林水産省の「春の農作業安全確認運動推進会議」と連携して研修会を開催します。

7 各種研修会、講習会等の開催推奨と支援

地区推進本部、市町村、J A及び団体等が主催する研修会、講習会の開催を積極的に推奨するとともに、講師の派遣及び企画運営の助言等の支援を行います。

8 農研機構（農業機械研究部門）との連携協力体制

当本部では、農作業の事故防止活動を積極的に推進するため、農研機構と農作業の安全確保の取組みについて連携します。

農研機構が実施する農作業事故詳細調査に積極的に協力して、その結果得られる事故の発生原因の考察や具体的な対策を、農作業安全研修会などの啓発活動を通じて地元や関係先に情報提供します。

9 関係機関団体との業務連携

関係機関団体との業務連携に当たっては、農作業の事故防止を積極的に推進するため、関係機関団体からの要請に基づいて対応します。